村機工株式会社　同市同区、西川産業株式会社　同市淀川区、株式会社マシン三洋　同市同区、株式会社ヒシヒラ　同市同区、東洋工具株式会社　同市同区、大日機工株式会社　大阪府守口市、津田機工株式会社　大阪市福島区、株式会社中尾二郎商店　同市同区、中野産業株式会社　同市同区、坂本精機産業株式会社　同市同区、山陽機工株式会社　同市同区、株式会社エステイト・シマダ　同市同区、株式会社新生機工商会　同市同区、ヒラキ機工株式会社　同市同区、株式会社光洋商会　同市同区、石原工具株式会社　同市西淀川区、株式会社常盤商会　同市同区、株式会社大一商会　同市同区、株式会社小松金属工業所　同市同区、重松機工株式会社　同市同区、伊藤機材株式会社　同市西成区、株式会社林敬商店　同市東成区、長船工業株式会社　同市同区、ナニワ合金株式会社　大阪府八尾市、吉川機械器具株式会社　大阪市東成区、山内商事株式会社　同市同区、興生産業株式会社　同市同区、サカイ工機株式会社　同市同区、十一屋商事株式会社　同市同区、株式会社池上商店　同市同区、田倉精機株式会社　同市平野区、瑞東産業株式会社　同市生野区、松野機工株式会社　同市城東区、河田機工株式会社　大阪府守口市、藤井機工株式会社　大阪市城東区、コマキセト有限会社　大阪府守口市、株式会社フジワ商会　大阪市都島区、菊本機工株式会社　大阪府大東市、株式会社おじま　同府東大阪市、中川機工株式会社　同府同市、有限会社ヤスゼン　同府同市、丸一切削工具株式会社　同府同市、株式会社キョーヤマシンツール　同府同市、株式会社昭和商店　同府同市、鍛冶平機工株式会社　同府同市、大昭精機株式会社　同府同市、株式会社山藤商会　同府堺市堺区、株式会社浜田　同府同市同区、株式会社中央機工商会　同府同市同区、岡本機工株式会社　同府同市同区、株式会社タガワ　同府同市同区、株式会社サンケイ　同府同市同区、株式会社シーメック　同府同市同区、昌栄機工株式会社　同府同市北区、株式会社クロイワ　同府同市中区、原口機工株式会社　同府和泉市、有限会社旭機工商会　同府泉大津市、昌弘機工株式会社　同府四條畷市、株式会社キダ　大阪市西区、大阪機械器具卸商協同組合　同市同区、大阪機械工具商健康保険組合　同市同区、大阪機械工具商厚生年金基金　同市同区

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成27年８月20日

平成27年９月15日

大阪市西区立売堀１丁目14番20号901

大阪機械工具商厚生年金基金

理事長　田中　康造

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　田中　康造

2．清算人住所　大阪府羽曳野市羽曳が丘３－28－７

平成27年９月15日

大阪機械工具商厚生年金基金

理事長　田中　康造

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成27年９月15日　青森県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　倉谷　幸伸

本籍地　青森県

生年月日　昭和49年12月８日

免許状の種類、番号、授与権者、授与年月日

⑴　中学校教諭一種免許状、技術、平８中一種第360号、青森県教育委員会、平成９年３月20日

⑵　特別支援学校教諭二種免許状、知的障害者に関する教育の領域、平21特支二種第23号、青森県教育委員会、平成22年３月24日

2　失効年月日　平成27年８月21日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳から40歳くらい、性別男性、着衣が上衣紺色横しま半袖ポロシャツ、下衣紺色ジーパン、黒・灰・白色のチェック柄トランクス、黒色でナイキのマーク付靴紐は赤色でサイズ27.0センチ

上記の者は、平成27年８月11日午後９時33分ころ稲沢市増田北町地内の名鉄名古屋本線の踏切内にて発見されたものです。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成27年９月15日

愛知県　稲沢市長　大野　紀明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳から40歳代の男性、身長173cm、体重92.9kg、黒髪、黒色半袖Ｔシャツ（袖、裾がカーキ色の反り返し、ＵＮＣＬＥ　ＤＯＬＣＥの表示）、グレー色の作業ズボン、黒色布ベルト、グレー色のトランクス、グレー色の靴下、茶色革製運動靴（サイズ26.5cm、ＴＥＸＣＹと表示）を着用

上記の者は、平成27年７月22日午前５時55分頃、兵庫県佐用郡佐用町仁位235番地、見土路橋西方約50メートル佐用川左岸で発見され、死因は非定型的縊頸によるものです。

身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は、当町健康福祉課社会福祉推進室まで申し出てください。

平成27年９月15日

兵庫県　佐用町長　庵逧　典章

公示送達

大槌都市計画事業安渡地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項、第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成27年９月15日

大槌都市計画事業

安渡地区震災復興土地区画整理事業

施行者　大槌町

代表者　大槌町長　平野　公三

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目261番地

氏名　沢舘　治助　外１名

住所　岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目262番地

氏名　及川庄五郎　外１名

2　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項、第５項及び第99条第２項の規定により、大槌都市計画事業安渡地区震災復興土地区画整理事業において定められた別表のとおり仮換地指定をします。

注意

1　この通知に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別表の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目９番８号大槌町中央公民館安渡分館の掲示場において掲示しています。